

# 釧路市妊産婦安心出産支援事業のご案内

釧路市では、自宅から産科医療機関が遠い地域にお住まいの妊産婦さんが安心して出産できる環境づくりを目的に、北海道の補助制度を活用し、妊産婦健康診査や出産準備に要した交通費・宿泊費の一部を助成します。

## 対 象 者

釧路市に住所を有し、市の支援プランに基づいた妊産婦健康診査を受診している以下の方です。

【①②のいずれかまたは①②の両方に該当する方】

①[阿寒地区・音別地区]

住民登録のある自宅から、医療機関に通って妊産婦健康診査を受け、又は出産した方

②[里帰り出産]

現在の居住地（釧路・阿寒・音別地区）にかかわらず、出産可能な医療機関（里帰り先の居住地から最寄りの出産可能な医療機関までの距離が25kmを超える場合）において出産した方

## 助 成 額

【交通費】

| 区分  | 対象者   | 距離区分<br>(自宅等から出産可能な<br>最寄りの医療機関までの距離) | 助成基準額(片道)                          | 助成額                  |
|-----|-------|---------------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 健診分 | 上記①の方 | 50kmまで                                | 715円                               | 基準額の3分の2以内の額を助成(※1)  |
|     |       | 50kmを超えて75kmまで                        | 1,225円                             |                      |
| 出産分 | 上記①の方 | 50kmまで                                | 715円                               | 基準額の10分の8以内の額を助成(※2) |
|     |       | 50kmを超えて75kmまで                        | ●自家用車 : 1km 37円<br>●公共交通機関等: 実費相当額 |                      |
|     | 上記②の方 | 里帰り先の居住地が<br>25kmを超えて50kmまで           | 715円                               | ※1と同様                |
|     |       | 里帰り先の居住地が<br>50kmを超える場合               | ●自家用車 : 1km 37円<br>●公共交通機関等: 実費相当額 | ※2と同様                |

【宿泊費（出産分）】

| 対象となる方 | 距離区分<br>(自宅等から出産可能な最寄りの医療機関までの距離) | 助成基準額(1泊)        |
|--------|-----------------------------------|------------------|
| 上記①②の方 | 50kmを超える場合                        | 上限7,600円(食事代を除く) |

※かかった宿泊費が助成基準額より低い場合は、実費相当額(食事代を除く)を基準に算定します。なお、北海道の規定により1泊2,000円を差し引きます。

|     |         |                    |                     |
|-----|---------|--------------------|---------------------|
| (例) | 宿泊費     | 助成額(基準上限額7,600円)   | 自己負担額               |
|     | 10,000円 | 7,600-2,000=5,600円 | 10,000-5,600=4,400円 |
|     | 5,000円  | 5,000-2,000=3,000円 | 2,000円              |

## 対象となる健診・出産準備など

- ・妊婦健康診査(上限14回)
- ・出産準備に係る通院(1回)
- ・産婦健診(1回) ※北海道の規定
- ・出産準備に要した宿泊(上限14泊)

## ご 注 意

※救急車で医療機関に搬送された場合、往路(行き)の交通費は対象となりません。

※令和6年4月1日の制度改正により、里帰り出産された方は出産準備に係る交通費と宿泊費が対象となります。なお、令和6年3月31日までに出産した方は旧制度が該当になります。



## 申請書の提出について

- ・産婦健診受診後、原則1年以内に郵送または持参してください。  
※妊娠が途中で終了した場合にも対象となります。
  - ・申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。
    - ①添付書
    - ②請求書
    - ③振込先金融機関の口座名義人及び口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカードの写し、またはスマートフォンの画面のコピー）
    - ④母子健康手帳
    - ⑤妊産婦健診にかかる領収書及び明細書
    - ⑥領収書
      - ・交通費：出産時に公共交通機関（タクシー等）を利用した場合
      - ・宿泊費：食事代を除いたもの
    - ⑦里帰り出産をされた方は、「里帰り先の居住地の方の身分証明書の写し」及び「里帰り先居住地の公共機関からの日付の入った発行物（出産日の前後3か月以内のもの）」の写し
  - ・転出される場合は、事前にご相談ください。
- ※申請書等の様式は釧路市のホームページでダウンロードできます。

## よくある質問

Q：助成額の中の“出産分”とは、いつのことを指しますか。

A：出産直前の準備（出産のために受診した時）のための交通費及び宿泊費を指します。

Q：妊娠後期に市外の実家に里帰りをしました。里帰り先で妊婦健康診査を受け、その後出産しました。健診分と出産分の助成は受けられますか。

A：里帰り出産をされた方については、健診分の助成は対象とはなりません。出産分については、里帰り先のご実家等から出産可能な最寄りの医療機関までの距離が25kmを超えている場合は、交通費及び宿泊費とも助成の対象になります。

## 問合せ先

- ・阿寒町行政センター保健福祉課 ☎0154-66-2120
- ・音別町行政センター保健福祉課 ☎01547-9-5252
- ・釧路市役所健康推進課 ☎0154-31-4524

